

令和8年度 中堅作業環境測定士講習会（オンデマンドセミナー）

γ(ガンマ)コース ご案内

（公社）日本作業環境測定協会 本部主催

作業環境測定士の生涯教育の一環として、中堅の作業環境測定士（作業環境測定士としての実務経験5年程度の内容）を対象に、オンデマンドセミナー（動画配信形式）を開催いたします。作業環境測定業務の一層の充実と精度向上のため、この機会に是非受講されますようご案内いたします。
（令和6年度以降の認定で、新規にインストラクターになるためには、必須の講習となります。またインストラクターの更新の方（2023年までに認定の方）は、γコースの受講が必須となります。）

1. 開催スケジュール

今年度の開催期間は下記のとおりです。

毎月開催いたしますので、ご都合の良い配信期間でお申込みください。

申込締め切りと配信期間は、下表をご参照ください。

	動画配信期間	申込受付期間
第1回	9月8日（火）～9月29日（火）	8月25日（火）まで
第2回	10月6日（火）～10月27日（火）	9月18日（金）まで
第3回	11月4日（水）～11月25日（水）	10月20日（火）まで
第4回	12月1日（火）～12月22日（火）	11月17日（火）まで
第5回	2027年1月8日（金）～1月29日（金）	12月15日（火）まで
第6回	2月3日（水）～2月24日（水）	2027年1月19日（火）まで
第7回	3月2日（火）～3月23日（火）	2月16日（火）まで

2. 受講資格

受講資格はなく、どなたでもご受講いただけますが、目安として作業環境測定士としての実務経験が概ね5年以上の方を想定した内容の講習となります。

3. 受講料（税込）

区分	受講料（1コースにつき）
日測協法人会員 （会員番号が1,2,3から始まる番号）	5,500 円(税込)
日測協個人会員 （会員番号が4から始まる番号）	8,250 円(税込)
一般価格	11,000 円(税込)

4. プログラム

◆γコース

内容は、令和4年5月31日付け厚生労働省令改正により新たに設けられた「作業環境管理専門家」及び「化学物質管理専門家」の法令上の役割と、特にリスクアセスメントの方法の実際を中心に「化学物質管理専門家」の業務の実施に必要な知識等について説明するものとなっています。

両専門家の法令要件(別紙ご参考)に既に該当する方もこれから該当する方も両専門家の業務に関する知識を深めるためぜひ受講されますようご案内いたします。

なお、令和5年4月1日より、**作業環境測定インストラクター**の新規及び更新認定には、本講習の修了が必要となっております。

また、現在**作業環境測定インストラクター**の資格を有している方が、当協会が作成・公表する「作業環境管理専門家」及び「化学物質管理専門家」の名簿への登載をご希望の場合には、本講習の修了が必要要件となっておりますので、受講されますようご案内いたします。

おって**認定オキュペイショナルハイジニスト**の方で、「作業環境管理専門家」及び「化学物質管理専門家」についての知識を短時間で整理したい方にも本コースの受講をお勧めいたします。

テキスト：『中堅作業環境測定士講習会 γコース』

テキストにおける章	講習内容	講義時間
第1章 両専門家に係る法令事項	(1) 作業環境管理専門家の法令上の役割と事業者の実施事項	30分
	(2) 化学物質管理専門家の法令上の役割と事業者の実施事項	30分
	(3) 化学物質管理専門家の確認・助言の視点	60分
第2章 化学物質管理専門家の確認及び助言事項のうち法令事項	(1) 特別則に規定する物質に対するばく露防止措置	30分
第3章 化学物質管理専門家の確認及び助言事項のうち技術的事項	(1) リスクアセスメントとその適正な実施	20分
	(2) よく使われるリスクアセスメントの方法の理解	70分
	(3) リスクアセスメントの結果に基づく必要な措置	60分
	(4) 改善指導等の文書の作成方法について	60分

5. テキスト

当協会ウェブサイト書籍販売のページより事前にご購入ください。

<https://jawe-book.com/products/list>

当協会発行『J-104 中堅作業環境測定士講習(γコース)テキスト』を使用します。

6. 講習受講までの流れ



お申込みの手続きは、日測協のシステム(JAWE-NAVI)上で行います。

お申込みには、JAWE-NAVI の個人利用者アカウントが必要となります。

(作成無料)

アカウントの作成から申込までの JAWE-NAVI の具体的な操作方法是こちらのページ (<https://member.jawe.or.jp/>)に掲載の利用者マニュアルをご確認ください。

7. 受講料の振込について

(1)当協会が申込書類の電子データを受領後、納入期限を記載した受講料の請求書に係るご案内を利用者アカウントに登録されたメールアドレス宛にお送りいたします。

(2)請求書を受領後、請求書に記載の振込先にお振込みください。納入期限までに振込みの確認が取れない場合は、受講取り消しとみなしますのでご了承ください。

8. 動画の視聴方法について

受講料のお振込みを確認後、利用者アカウントに登録された際のメールアドレス宛に動画の視聴方法に係るメールをお送りいたします。

受講開始日の5日前になっても参加票が到着しない場合は次のメールアドレス(jawe-kousyu@jawe.or.jp)に必ずお問い合わせください。

動画は配信期間内であれば、繰り返し視聴可能です。また、動画の再生・停止・巻き戻し等は自由に行えます。

9. 講習会の修了証の発行について

講習会の修了証は、講習の受講が確認できた方に別途電子データでお送りいたします。（詳細は動画の視聴方法と併せてメールにてご連絡いたします。）

10. キャンセル等の取扱いについて

参加票交付後の受講取り消しについての返金額は、下記の通りになります。振込手数料を除いた額を返金いたします。

- | | | |
|----------|---------------|------------|
| ①動画の視聴方法 | 連絡前にキャンセルする場合 | 受講料の 100 % |
| ②動画の視聴方法 | 連絡後にキャンセルする場合 | 返金なし |

11. 個人情報保護について

受講に関してご提供いただいた個人情報は、個人情報保護に関する法令およびその他の規範を遵守し、適切に取扱います。

12. 免責事項について

火災、地震、水害、落雷その他の天変地異、輸送機関等のサービスの停止、感染症、社会的騒乱、公権力による命令、その他の当協会の責に帰さざる理由によるサービスの停止・中断により講習会を提供できなかった場合、それにより受講者の皆様その他の第三者に生じた損害について、当協会は一切の責任を負いかねますので、予めよろしくご理解をお願いいたします。

「化学物質管理専門家」について

- 令和 4 年 5 月 31 日付けの労働安全衛生規則、特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則及び粉じん障害防止規則の一部改正により、「化学物質管理専門家」が新たに規定されました。
- 作業環境測定士は、要件を満たせばこれらの専門家に該当します。
ここでは、化学物質管理専門家の法令上の役割、どのような場合に作業環境測定士が化学物質管理専門家に該当するのか、などをご説明します。

(1) 「化学物質管理専門家」の役割

化学物質管理専門家の役割は、次の 2 つがあります。それらは、依頼される状況も役割も、かなり異なります。

イ 第 1 の役割＝管理が悪い事業場の指導

- 事業場の化学物質管理が適切に行われていない疑いがあるとして所轄労働基準監督署長が「化学物質管理専門家」による確認・指導を事業者に指示した場合には、事業者は、「化学物質管理専門家」に該当する者に対し、事業場の化学物質管理の状況の確認とそれに基づく助言を求めなければなりません。(施行＝令和 6 年 4 月 1 日)
- すなわち、化学物質管理専門家は、事業者の依頼を受けて当該事業場について化学物質管理の状況の確認とそれに基づく助言を行うことが法令上の役割です。
- 具体的には、以下の現状を確認し、その結果を踏まえて指導助言を行うことが必要です。

- イ リスクアセスメント（以下「RA」と略記）は適正に実施されているか
- ロ RAの結果に基づき必要な措置を実施しているか
- ハ 作業環境測定又は個人ばく露測定は法令に基づき適正に行われているか
- ニ 特別則（特化則等）に規定するばく露防止措置は問題ないか
- ホ 事業場内の化学物質の管理、容器への表示、労働者への周知の状況
- ヘ 化学物質等に係る教育の実施状況は問題ないか

ロ 第 2 の役割＝事業者が特化則等の適用除外を受ける場合の化学物質管理専門家の役割

- 令和 4 年 5 月 31 日付けの規則改正で、事業場の化学物質管理の状況等が良好な事業場については、所轄労働局長の認定を受ければ、特殊健康診断などの一部規定を除き「特化則等」の適用が除外され、自律的管理による対応が可能となりました。
この認定を受けるためには、事業者は、
 - i) 事業場に所属する労働者で化学物質管理専門家に該当する者に特化物等に係るリスクアセスメントの実施と事後措置を管理させること、及び
 - ii) 当該事業場に属さない化学物質管理専門家に依頼して、i) の管理状況を評価すること、が必要です。

(2)化学物質管理専門家に該当する者

○告示により次の者が該当します。(ここでは作業環境測定士関係のみ記載しています。)

- i 作業環境測定士の業務経験が6年以上であって厚生労働省労働基準局長が定める講習(注)を修了した者
- ii 作業環境測定インストラクター
- iii 認定オキュペイショナルハイジニスト

注) この講習は、通達でカリキュラムと講義時間が示されており、実施者は作業環境測定法第32条第1項の登録を受けた登録講習機関となっております。

(3)「化学物質管理専門家名簿」の登載要件

○日本作業環境測定協会においては、厚生労働省からの依頼により「作業環境管理専門家」名簿と同様、「化学物質管理専門家名簿」を作成し、当協会ウェブサイト公開しております。

(2)の、法令で定める「化学物質管理専門家」の要件に該当する者について、本人の希望により登載することとしています。ただし、現にインストラクターである者は、協会が定める中堅測定士講習γコース(化学物質管理専門家及び作業環境管理専門家の業務実施に必要な内容をまとめた6時間程度の講習。)を修了することが要件となります。

協会が作成する名簿は、「作業環境管理専門家」名簿と同様、厚生労働省の要請により、全国の労働局と産業保健総合支援センターにも共有されます。

○名簿登載の詳細は、当協会ウェブサイト「化学物質管理専門家名簿」に掲載しております。

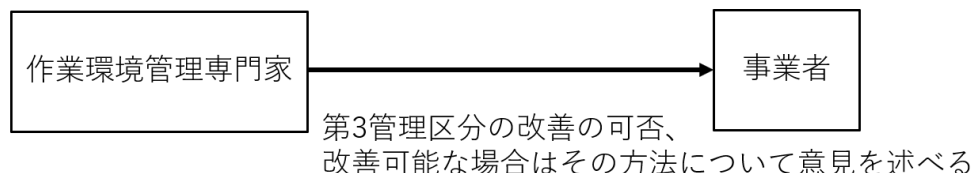
参考資料 2

「作業環境管理専門家」について

- 令和 4 年 5 月 31 日付けの特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則及び粉じん障害防止規則の一部改正により、「作業環境管理専門家」が新たに規定されました。
- 作業環境測定士はその経験年数等によりこれらの専門家に該当します。
ここでは作業環境管理専門家の法令上の役割、どのような場合に作業環境測定士がこれら専門家に該当するのか、などをご説明します。

(1) 「作業環境管理専門家」の役割

- 事業者からの依頼を受けて、第 3 管理区分の単位作業場所について「第 3 管理区分から第 1 または第 2 管理区分に改善することの可否」と「改善が可能であると考えられる場合は、改善方法」について意見を述べることです。



(2) 作業環境管理専門家に該当する者

- 通達により、次のイ～ニの者が作業環境管理専門家に該当します。

- イ 作業環境測定士の業務経験が 4 年以上であって「新任作業環境測定士講習」と「作業環境管理専門家講習」を修了している者
- ロ 作業環境測定士の業務経験が 6 年以上である者
- ハ 作業環境測定インストラクター
- ニ 日測協認定オキュペイショナルハイジニスト

注) イの「新任作業環境測定士講習」は、当協会本部が実施している講習に限ります。
(支部等で実施したものは該当しません。)

また、イの「作業環境管理専門家講習」とは、当協会が「作業環境管理専門家」の業務を実施するために必要な事項を 6 時間の講習にまとめたものです。

(3) 「作業環境管理専門家名簿」の登載要件

- 事業者の便宜等のため、厚生労働省からの依頼を受け、当協会では、「作業環境管理専門家名簿」を作成し、当協会ウェブサイト公開しております。
- この名簿は、全国の労働局と産業保健総合支援センターにも共有されます。
- 名簿登載は、本人の希望による申請を受けて行いますが、業務経験が 6 年以上の測定士については、「作業環境管理専門家講習」の修了が条件となります。
- また、インストラクターは、新たに当協会が実施する中堅作業環境測定士講習 γ コ

ース（作業環境管理専門家及び化学物質管理専門家の業務実施に必要な6時間程度の講習。）を修了することが条件となります。

○名簿登載の詳細は、当協会ウェブサイト「作業環境管理専門家名簿」に掲載しております。